

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	産業振興課
契約締結年月日	令和6年4月30日
契約者名	株式会社 Sake Business Laboratory
契約名	「美酒美県やまなし」テロワールセミナー業務委託契約
契約金額 (税込み)	6,839,800円
随意契約理由	<p>本業務の目的は、山梨ワイン・日本酒の産地特性（以下「山梨テロワール」という。）を科学的・歴史的観点から説明する資料を作成・PRし、情報発信力や市場への影響力が高い有識者（特に海外有識者）やメディア等から世界各国のワイン・日本酒業界関係者等に向けて、産地山梨の情報を発信してもらい、山梨ワイン・日本酒のブランド力向上、輸出拡大の実現を図ることとしている。</p> <p>本業務では、令和6年7月12日※に山梨テロワールを海外有識者やメディア、酒類関係者に周知するためのセミナー及びプロモーションイベント（以下「セミナー」という。）を開催予定である。</p> <p>※ セミナー前日まで日本ワインコンクールの審査会が県内で行われる予定であり、当該審査会の海外審査員（別途、一同に会する招聘は困難な有識者たち）のセミナー参加が事業目的の達成に必須であることから、セミナーの開催日は動かすことができない。</p> <p>本業務は、令和5年度に初めて実施した山梨テロワールに関する調査（以下「令和5年度調査」という。）で得られた結果に基づき、セミナーの資料作成・発表及びイベント企画・運営を行うものである。</p> <p>テロワールの調査分析には、酒類に関する知見だけでなく、自然環境要因（気象条件、地質、土壌、地形、標高、生態系等）に関する学術的知識及び調査ノウハウが必要と</p>

	<p>なり、複数の分野で高度な専門性が求められる。</p> <p>令和5年度調査の公募型プロポーザルに応札したのが(株) Sake Business Laboratory (以下「SBL」という。) 1社のみであったように、受託可能な企業が特定されている状況である。</p> <p>セミナーで行われる山梨テロワールのPRでは、専門的見地に基づく令和5年度調査結果の発表及び質疑応答を実施する必要があり、テロワールの調査分析に関する知見に加え、山梨テロワールへの深い見識・理解が必要となる(ただ令和5年度調査の結果を読み上げれば良いという話ではない)。</p> <p>これら特殊な技能を有し、本事業を履行できるのは、令和5年度調査を受託したSBLにおいて他にない。</p> <p>以上、SBLは本事業を遂行できる唯一の団体であり、当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行うこととする。</p> <p>また、同様の理由で見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号